

大気汚染防止法施行令改正による苫小牧市公害防止条例施行規則改正について

1. 大気汚染防止法施行令改正経緯

国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向け、各地域において再生可能エネルギーの導入が盛んにおこなわれる中、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、バイオマスを燃料としたボイラーについては他の燃料と同出力であるにもかかわらず、伝熱面積の要件により規制対象となりやすくなることから、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」ということで、ボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃する旨の結論が出された。

改正については令和3年6月に閣議決定され、令和4年10月1日施行となる。

2. 現在の規制状況

現在、大気汚染防止法では、伝熱面積と重油換算上の燃焼能力で規制を行っている。

また、苫小牧市公害防止条例においては、「伝熱面積5㎡以上10㎡未満」のボイラーに対して次表のとおり規制を行っている。

【表1. 現在のボイラー届出要件】

伝熱面積 燃焼能力	5㎡未満	5㎡以上10㎡未満	10㎡以上
重油換算 50L/h 未満	-	市条例	大防法
重油換算 50L/h 以上	大防法	市条例及び大防法※	大防法

※大気汚染防止法の届出を提出した際は、市条例も届け出たとみなしている。

3. 改正案

大気汚染防止法施行令の改正により、ボイラーの伝熱面積が撤廃となり届出対象が「燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上」のみとなる。

今回の法改正によって伝熱面積を撤廃することを受け、市条例においても法に準拠し、伝熱面積を届出要件から撤廃することが妥当と考える。

伝熱面積を撤廃した場合、市条例の届出要件は燃焼能力（重油換算）50L/h 未満の全てのボイラーとなるが、その場合では一般家庭の小型ボイラーも対象となるため、要件として適当ではない。

市条例の新たな規模要件として、伝熱面積が5㎡の小型ボイラーの燃焼能力がおおよそ25L/hであるため、燃焼能力（重油換算）25L/h 以上 50L/h 未満を設定することで、大気汚染防止法と苫小牧市公害防止条例の届出規模要件は次表のとおりとなる。

【表2. 苫小牧市公害防止条例を改正した際の届出規模要件】

燃焼能力	対象となる届出
重油換算 25L/h 未満	不要
重油換算 25L/h 以上 50L/h 未満	市条例
重油換算 50L/h 以上	大防法

4. 条例規則改正内容

苫小牧市公害防止条例におけるボイラーの届出規模要件を「伝熱面積 5 m²以上 10 m²未満」から「燃焼能力（重油換算）25L/h 以上 50L/h 未満」に変更する。

【表3. ボイラー届出規模要件】

新	旧
<u>燃焼能力(重油換算) 25L/h 以上 50L/h 未満のもの</u>	日本産業規格 B-8201 及び B-8203 の伝熱面積が 5 平方メートル以上、10 平方メートル未満のもの ただし、大気汚染防止法の届出をしたものは条例の届出をしたものとみなす

苫小牧市公害防止条例では燃料として天然ガスを使用するボイラーの場合、届出を免除するという特例があり、これは、ばいじんの規制を行っても天然ガスからのばいじんは全く発生しないためである。同様に灯油を燃料として燃焼した場合も、ばいじんはほぼ発生しないため、今回これについても特例として追加する。

【表4. ばい煙発生施設】

新	旧
<u>ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は発熱のみを使用するもの及びガス又は灯油を燃料として専焼させるものを除く。)</u>	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は発熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)

また、苫小牧市公害防止条例施行規則第11条の2では大気汚染防止法と重複する場合、法に基づく届出をした場合条例の届出もしたものとみなすという特例がある。本改正により、新たに規模要件が設定された場合、法律との重複がなくなるため削除する。

【表5. 届出の特例】

新	旧
<u>(削除)</u>	(ばい煙発生施設の届出の特例) 第11条の2 条例に基づくばい煙発生施設であつて、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙発生施設として同法に基づく届出をした者は、条例第12条の規定による届出をしたものとみなす。 2 前項の規定は、第6条から第10条まで(第7条を除く。)の規定による届出について準用する。

(5) 今後のスケジュール

- パブリックコメントの実施：令和4年7月～8月(1ヶ月間)
- 苫小牧市公害防止条例施行規則施行日：令和4年10月1日